

重点項目チェックシート

重点項目(1)

相談支援事業所の同時開設又は既存事業所における相談支援専門員の増員（実施計画）

条件 平成30年度～令和5年度に相談支援事業所廃止又は休止がない

重点項目(2)

次の項目で示す平成30年度～令和5年度実績

相談支援事業所の新規開設（実績）

条件 平成30年度～令和5年度に相談支援事業所廃止又は休止がない

相談支援事業所の相談支援専門員従事者増員（実績・市委託関係分を除く。）

条件 増員が維持されている

※要証拠資料提出 ～ 雇用契約書，出勤簿等

重点項目(3)

次の項目で示す令和3年度～令和5年度実績又は令和6年度実施計画（就労Bとの同時実施）

就労移行支援事業所の新規開設（実績又は実施計画がある。）又は、定員増（実績又は実施計画がある。）を行う。

条件 令和3年度～令和5年度に就労移行支援事業所廃止又は休止がない

※要証拠資料提出 ～ 就労移行支援に関わる体制又は実績のわかるもの

就労定着支援の実績がある又は就労定着支援事業所の新規開設（実施計画）

※要証拠資料提出 ～ 実績のわかるもの

計画の場合は人員体制等運営形態のわかるもの

障害福祉サービス事業所等で手話通訳者を常勤雇用（実績）

条件 雇用が維持されている

※要証拠資料提出 ～ 雇用契約書，出勤簿等。手話通訳者であることがわかるもの（旭川市聴覚障害者等協力員である場合は提出不要）

事業者からの就労支援により一般就労へ移行した者（一般就労期間が6か月以上継続している場合）が、令和3年度～令和5年度に法人等全体で3人以上いる（実績）。

条件 令和5年6月7日付け「福祉施設利用者の一般就労に関する実態調査について」に回答している（調査対象外を除く）

※要証拠資料提出 ～ 就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書又は就労移行支援体制加算に関する届出書，ない場合は健康保険証等採用年月日がわかるもの，給与明細 など